

## 地方公務員の自律的労使関係に関する会議（第6回）

### 議事概要

#### 1 日時

平成24年10月26日(金) 10:00～11:35

#### 2 場所

総務省省議室

#### 3 出席者（50音順、敬称略）

委員：渡辺章（座長）、下井康史（座長代理）、平勝典、西村美香、長谷川真一

総務省：三輪公務員部長、植田公務員課長、堀井給与能率推進室長

#### 4 議事次第

（1）開 会

（2）報告書（案）について

（3）閉 会

#### 5 議事の経過

○ 主な意見のやりとりは以下のとおり。

<2（1）協約締結権を付与する意義の「委員の意見」部分>

- ・委員の意見の「(国際的な影響を考慮すべき)」の部分に、「国際的に見て非現業公務員への協約締結権付与は標準とは言えない」旨の意見を入れ、両論併記とすべき。

<2（2）協約締結権付与の便益・費用の「まとめ」部分>

- ・協約締結権を付与すれば当然に労働組合がパートナーになるものではなく、透明性を確保する仕組みを導入し、実効性を確保する仕組みの担保が必要な旨を記載すべき。
- ・「コスト」を惜しむのではなく、「努力を惜しんではならない」というような表現にできないか。
- ・協約締結権を付与すれば、当然に労使関係の安定に繋がるものではないため、団体協約には労使関係を規律する機能があるという記述を間に入れて記載したほうが良いのでは。

<2（3）協約締結権を付与した場合の懸念に対する考え方の「まとめ」部分>

- ・身分保障について、「誤解」とあるが、「誤解」の内容がわかるように工夫できないか。

## < 2 (4) 公務における労働組合の役割 >

- ・労使関係が相互補完的な関係であると言い切って良いか。すべてが現状そうなっているわけではないので、そうあるべきというふうに記載したほうが良いのでは。

## < 3. その他 >

- ・今回の制度改革は非常に大きな改革であり、100%欠点のないものにはならないだろう。だからこそ、地方公共団体において自分たちが制度を作ったという意識をもてるようにする必要。

## < 全体 >

- ・「引き続き丁寧に説明を行っていく必要がある」という表現では、国として考えを変えるつもりがなく、一方的な印象を受ける。地方公共団体として漠然とした不安を抱いているだけではなく、具体的な話もあった。「丁寧な対応」という表現に変えてはどうか。
- ・これまで発言してきたものは概ね反映されている。特に異論はない。
- ・この報告書は非常に良いものになっている。完成し、公表され、労使双方の議論の進展に役立つことを期待。
- ・制度づくりにあたって重要なのは、労使の力関係のバランス。中央・地方のそれぞれの段階での交渉も考慮に入れるべきである。
- ・民調は残すことになっているが、勧告ほどの重みはない。勧告制度の良いところを自律的労使関係に生かすことも考えるべき。
- ・地方の実情を踏まえて検討されてきたのはここ1年程度。最初の段階で十分に理解し、妥協点を探すことが必要。
- ・給与が関係するため、金の問題に矮小化されてしまう恐れがある。お金がないときであるからこそ、労使が戦略的に人事戦略を考えていくことが必要。

## < 今後の流れについて >

- ・報告書については、座長一任で事務局と修正を行う。

以 上

文責：総務省自治行政局公務員部公務員課

<速記のため、事後修正の可能性あり>